

令和 5 年度第 8 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 5 年 8 月 1 日

担当部・課：総務部管財課〔内線 4 0 8 4〕

① 件 名	
長期継続契約とすることができる契約の見直しについて	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】</p> <p>平成 1 6 年 1 1 月の地方自治法及び地方自治法施行令の改正により、長期継続契約を可能とする契約の適用範囲が拡大されたことから、平成 1 7 年 7 月に石巻市長期継続契約とする契約を定める条例を定め、事務機器、通信機器及び公用車の賃貸借並びに施設維持管理に関する委託契約について、長期継続契約を可能とした。</p> <p>しかしながら、近年、商慣習上複数年の契約締結が一般的な物品賃貸借や役務提供で、条例の規定に該当せず債務負担行為を設定している契約がある。</p> <p>【目的】</p> <p>長期継続契約の適用範囲を拡大し、より実状に則した契約事務が図られるよう、条例の規定を改正し、契約の詳細については規則で定めるもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】</p> <p>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号） 石巻市長期継続契約とする契約を定める条例（平成 1 7 年石巻市条例第 3 0 7 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成 1 6 年 1 1 月	地方自治法の一部を改正する法律施行 地方自治法施行令の一部を改正する政令施行
平成 1 7 年 7 月	石巻市長期継続契約とする契約を定める条例施行
令和 2 年 1 2 月	ソフトウェアのライセンスに係る長期継続契約について （総行第 3 0 7 号 総務省自治行政局行政課長通知）
⑤ 主な内容	
1 条例の改正	
改正後	現行
<p>(1) <u>複数年にわたり借り入れる必要がある物品又は毎年度当初から借り入れる必要がある物品に係る契約</u></p> <p>(2) <u>複数年にわたり役務の提供を受ける必要がある業務又は毎年度当初から役務の提供を受ける必要がある業務に係る契約</u></p>	<p>(1) <u>事務機器に関する賃貸借契約</u></p> <p>(2) <u>通信機器に関する賃貸借契約</u></p> <p>(3) <u>上記契約に付随する保守の委託契約</u></p> <p>(4) <u>公用車の賃貸借契約</u></p> <p>(5) <u>施設の機械警備、清掃、保守点検等施設の維持管理に関する委託契約</u></p>
2 条例施行規則の制定	
第 1 条 趣旨について規定	
第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約について規定	
第 3 条 長期継続契約の期間について規定	
第 4 条 公表内容等について規定	
第 5 条 その他について規定	

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

長期継続契約の適用範囲を拡大することで、実状にあわせた契約事務が行われるとともに、事務の効率化及び軽減が図られる。

令和5年度当初予算 債務負担行為に対する効果

	債務負担行為 設定件数	長期継続契約 可能件数
一般会計	155件	31件（20%）
水産物地方卸売市場特会	1件	1件（100%）

※ 他特別会計、公営企業会計の長期継続契約可能件数は0件

【市財政への負担】

なし

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

長期継続契約を締結することができる条例の制定及び内容

○適用できる契約案件を限定している自治体

なし

○適用できる契約案件を限定せず、規則等で適用範囲を示している自治体

条例施行規則を制定：気仙沼市

指 針 で 運 用：宮城県、栗原市、白石市

手 引 で 運 用：仙台市、名取市

通 知 で 運 用：岩沼市

○適用できる契約案件を限定せず、規則等で適用範囲を示していない自治体

角田市、大崎市、富谷市、東松島市

○条例制定無し

登米市、塩竈市、多賀城市

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和5年9月 市議会第3回定例会に石巻市長期継続契約とする契約を定める条例の全部改正について提案（施行予定年月日：令和6年4月1日）

石巻市長期継続とする契約を定める条例施行規則の制定
（施行予定年月日：令和6年4月1日）

⑨ その他

今改正による契約内容等については年2回（9月末、3月末）ホームページにより公表し、透明性を確保する。